

学童保育施策の充実を求める請願書

2017年12月 日

愛知県議会議長
様

紹介議員

請願団体 愛知学童保育連絡協議会
代表者 江坂 佳代子
名古屋市熱田区沢下町 9-7-308
電話 052-872-1972

【 請 願 理 由 】

日頃から学童保育施策拡充のために、ご理解、ご協力いただき感謝しております。

2016年5月1日の厚生労働省実態調査で、愛知県の放課後児童クラブ数は1,140箇所となり、2015年度より3箇所増えました。利用している子どもの数は50,351人となり2015年度より3,782人増え過去最高となりました。箇所数、利用児童数が毎年増加しているにも関わらず、また「子ども・子育て支援法」が施行されているにも関わらず必要な財源が十分に確保されていない現状となっています。

省令の守るべき基準の一つに放課後児童支援員等の配置があり、「放課後児童支援員が常時1人開設時間にいなければならない」となっています。土曜日まで開設している場合、少なくとも2人の資格者が必要です。また、夏休み等の長期休暇では、1日10時間以上開設しています。勤務のシフトや休暇を考慮すると、1放課後児童クラブに3人以上の資格者がいないと「放課後児童支援員が常時1人開設時間にいなければならない」という守るべき基準を維持することができません。放課後児童支援員資格者の確保は喫緊の課題と考えられます。国は、平成31年までに研修終了を予定している現任の放課後児童支援員等が全員研修を受けられるよう考えていることから、実現すべきと考えます。

省令の第八条には、

「第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」

と明記してあります。

一方で、放課後児童支援員等の給与保障は全体的に低く、大学卒業者の就職先になっていないこともあり、学童保育に関する研究が進んでいません。逆に言えば放課後児童支援員等には、専門性を確認・確立するための研修が大変重要ということです。国は、放課後児童支援員等の研修は都道府県の役割といっていることから、実施すべきと考えます。

愛知県内の放課後児童クラブを利用している子どもと保護者、今後学童保育を利用する子どもと保護者、そして学童保育で働く放課後児童支援員等にとって、学童保育施策がより良くなるよう、お願いいたします。

